

【別紙12】

小牧市農業公園の管理に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、小牧市農業公園の設置及び管理に関する条例（令和8年小牧市条例第2号。以下「条例」という。）第20条の規定に基づき、小牧市農業公園（以下「農業公園」という。）の管理について必要な事項を定めるものとする。

(開園時間)

第2条 農業公園の開園時間は、午前9時から午後4時30分までとする。ただし、市長又は条例第5条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(休園日)

第3条 農業公園の休園日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休園し、若しくは開園することができる。

(1) 火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その直後の休日、日曜日又は土曜日でない日）

(2) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

(利用の許可等)

第4条 条例第8条第1項の許可を受けようとする者は、指定管理者に申請しなければならない。

2 条例第10条の許可を受けようとする者は、前項の申請に加えて、その申請をしなければならない。

3 指定管理者は、第1項の申請による利用の許可等をしたときは、当該申請をした者に対し、その旨を通知するものとする。

4 第1項の申請の受付は、利用開始日の属する月の2月前（市内に在住しない者の申請にあっては、1月前）の月の初日から行うものとする。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用の変更等の許可)

第5条 前条第2項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、許

【別紙12】

可された事項を変更し、又は利用の取消しをしようとするときは、速やかに指定管理者に申請し、その許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の変更又は取消しの許可をしたときは、当該許可に係る申請をした者に対し、その旨を通知するものとする。

(管理上の制限)

第6条 農業公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 所定の場所以外で火気を使用すること。
- (2) 印刷物、ポスター等を掲示し、又は配布すること。
- (3) 農業公園内を不潔にすること。
- (4) 騒音を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をすること。
- (5) 禁止区域に立ち入ること。
- (6) その他農業公園の管理上支障があること。

(職務上の指示等)

第7条 市長又は指定管理者は、農業公園の管理上必要があると認めるときは、農業公園を利用する者に対し、農業公園の利用に関する指示を与え、又は農業公園の管理業務に従事している者を立ち入らせ、利用の状況を調査させることができる。

(指定管理者の指定の申請)

第8条 条例第16条第1項に規定する事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 管理業務を行うに当たっての基本的な考え方とその方法
- (2) 管理業務を通じて取得した個人情報の適正な取扱いのために講ずる措置の内容
- (3) 管理業務に要する費用の見込額
- (4) その他市長が必要と認める事項

2 条例第16条第1項に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書(法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類)
- (2) 指定管理者の指定を受けようとする団体の従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況が分かる書類
- (3) 指定管理者の指定を受けようとする団体の活動実績を記載した書類

【別紙12】

(4) その他市長が必要と認める書類

(指定管理者の選定結果の通知)

第9条 市長は、条例第16条第2項の規定により団体を選定したときは、速やかに選定の結果を当該申請をした団体に通知しなければならない。

(指定管理者の指定の通知)

第10条 市長は、指定管理者を指定したときは、指定した団体に通知しなければならない。

(指定等の告示)

第11条 条例第16条第3項の規定による指定の告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 指定管理者及び農業公園の名称

(2) 指定管理者の指定の期間

2 条例第16条第3項の規定による指定の取消しの告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 指定管理者及び農業公園の名称

(2) 指定管理者の指定を取り消した日

(協定の締結)

第12条 指定管理者は、次に掲げる事項について、市長と協定を締結しなければならない。

(1) 管理業務の具体的内容

(2) 農業公園の管理費用として、市が支払う金額

(3) 管理業務を通じて取得した個人情報の適正な取扱いのために講ずる措置の内容

(4) 管理業務に関し、指定管理者が費用及び危険を負担する範囲

(5) 緊急時等における対応方法

(6) その他市長が必要と認める事項

(事業報告書の提出)

第13条 指定管理者は、年度ごと事業に関する報告書を作成し、翌年度の5月31日まで（指定管理者の指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して2月以内）に市長に提出しなければならない。

(雑則)

第14条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項及び必要な書類の様式は、別に定める。

【別紙12】

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和10年4月1日から施行する。ただし、第8条から第12条まで、第14条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 条例附則第2項の規定に基づきこの規則の規定の例により許可等又は申請等を行う場合は、第4条第1項、第3項及び第4項ただし書並びに第5条第1項及び第2項の規定中「指定管理者」とあるのは「市長」とする。